



流山市監査委員告示第7号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年7月25日

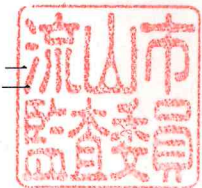
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮二





第4号様式

流健第247号  
令和元年6月27日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年2月14日付け、流監第94号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成31年2月14日 ・ 流監第94号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 健康増進課	意見	補助金を支出するに 当たり、支出の証拠 となる書類の添付が なかった。担当課に おけるチェック項目 の見直しを図るな ど、より厳密な審査 による事務の執行に 努められたい。	実績報告書に添付する 精算書等の数字の証拠 となる添付資料とし て、千葉県病院内保育 運営事業補助金交付申 請書類の写しを提出さ せることとし、これに 基づき精算金額を確認 して審査することとし ました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。